

（仮称）多摩市芸術文化将来ビジョンの策定にあたって

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらし、創造する力を育ててくれます。豊かな個性と自己肯定感を育む力があり、子どもたちの成長に大きく寄与するものでもあります。さらに、感性を豊かにし、共感する心や他者を理解する力を養うことができ、人々のつながりを築いていくこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。

多摩市では、令和4（2022）年4月に、多摩市みんなの文化芸術条例を施行しました。

この条例に基づき、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するため、令和5（2023）年度に芸術文化の将来像を市民と共有するビジョンを策定しました。その後、令和5・6年度の2か年で将来ビジョンを実現していくための具体的な施策を計画として策定して予定です。

多摩市みんなの文化芸術条例とは

多摩市の文化や芸術の振興について基本的なことを定め、市民の創造性や豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に制定しました。

文化芸術活動が持続的に行われ、発展していくためには、鑑賞者・享受者、文化芸術活動を行う人、活動の実現を支える人、継承や普及に取り組む人が必要です。そのため、本条例はそれぞれの立場の人たちを支援し、増やしていくことを目指すものとなりました。

（仮称）多摩市芸術文化将来ビジョンとは

将来ビジョンは、「芸術文化で10年後にどのような街や市民となっていてほしいか（状態）」を定めています。街と市民の姿に分け、多摩市が芸術文化で描く将来像を市民と共有するために策定しました。

本市は、芸術文化活動の場である施設や広い公園などが各地域にあり、芸術鑑賞する機会に恵まれています。その強みを生かし、さらに芸術鑑賞する機会を増やし、市民等が文化芸術に理解を深め、日常的に楽しみ、文化芸術の土壌を豊かにすることを目指しています。

《（仮称）多摩市芸術文化将来ビジョンの範囲について》

多摩市みんなの文化芸術条例は、文化芸術について広くとらえられるよう対象範囲を明確にしています。ですが、将来ビジョンおよび計画の策定において、施策につながるよう具体的な内容にするため、文化芸術の対象範囲を明確にする必要があります。

よって、将来ビジョンおよび計画の対象範囲は、基本的に国の法律である文化芸術基本法での文化の範囲とし、地方自治体が定める計画として適切なレベルで策定するものとしします。

ただし、多摩市みんなの文化芸術条例第3条第5項の「文化財の継承」の部分に関しては、文化財保護法の改正に伴い、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める「文化財保存活用地域計画」の策定が求められており、今後、文化財部門が取り組んでいくものと考えられることから、今回の対象からはずすものします。

将来ビジョンの柱

柱の内容（事務局案）

芸術文化に親しむ市民のすそ野が広がる

【将来ビジョンの柱の内容について、決定した背景・理由】

-
-
-
-

(仮称) 多摩市芸術文化将来ビジョン 2024~2033 (案)

(将来ビジョンの柱：事務局案) 芸術文化に親しむ市民のすそ野が広がる

街の姿

芸術文化で描く将来像 ~街と市民のあるべき姿とは~

市民の姿

1 将来ビジョン (抽象的な表現可)

○上記の将来ビジョンの具体的な説明
だれ(何)が、どのようにして、どんな状態になっているか

2 将来ビジョン (抽象的な表現可)

○上記の将来ビジョンの具体的な説明
だれ(何)が、どのようにして、どんな状態になっているか

1 将来ビジョン (抽象的な表現可)

○上記の将来ビジョンの具体的な説明
だれ(何)が、どのようにして、どんな状態になっているか

2 将来ビジョン (抽象的な表現可)

○上記の将来ビジョンの具体的な説明
だれ(何)が、どのようにして、どんな状態になっているか

鑑賞したい人が鑑賞できる、参加したい人が参加できる、表現・創造したい人が表現し創造できるまちへ

そして人々が平和で心豊かに過ごせる魅力ある地域社会の実現に向けて

みんなで取り組んでいきましょう